

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

【目次】

- 条約批准1周年をむかえて
何が変わったのか?!1~2
- “子どもが何をするか”が大事/
生徒人権宣言で文書回答を求める2
- 札幌・パネル展「子どもの権利
条約を私たちの手で!!」4
- 「子どもの権利条約を広める
市民の会・沼津
・子どもの権利条約をすすめる
町田の会5
- 子どもの権利委員会第8会期6
- NGO・市民団体の役割(パイス)7
- 教育法学会の権利基本法案8

条約批准一周年をむかえて何が変わったのか?!

アメリカがついに署名

一九九四年四月二二日に日本において子どもの権利条約が批准されてから丸一年になるうとしている。

この間、批准国は一六九カ国(95年2月22日付ユニセフ『アップデイト』にのぼり、ついにアメリカも2月16日に条約に署名(署名国一七六カ国)した。

日本が条約を批准してからいっただいのような変化が生れたのだろうか。

子どもの人権オンブズマン始動!

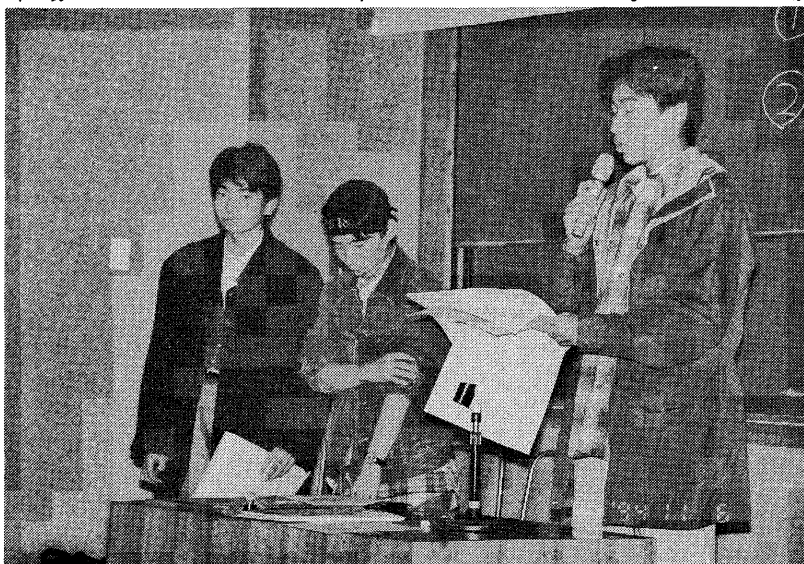
確かに政府サイドでの取り組みが始まったことは注目値する。法務省は一九九四年度より「子どもの人権専門委員」を設置(本誌15号参照)。リーフレット『子どもの人権オンブズマン』を発行、表紙には「ぼくたちはちっちゃいけど一人前の人間なんだ。のびのび元気にやっていく権利があるんだ」とある。厚生省は、家庭内の子ども虐待・育児不安等の養育問題に対する支援を目的として、「都市家庭在宅支援事業」を開始、94年10月には「相当な

経験有する直接処遇職員」を13都市に配置した(但し、「児童福祉アドボケート」の呼称はとらないという。厚生省児童家庭局家庭福祉課のコメント及び『助成実施要領』による)。

しかし外務省のポスターは「一過性」のようであるし、文部省の5・20通知によって学校での普及もスムーズにはいっていない。むしろ、小学生低学年版、小学生高学年版、中・高校生版と三種類のパンフレット『子どもの権利条約ってなに』を配布した川崎(川崎市人権尊重教育推進会議)など、地域・自治体による普及活動に期待が集まっている。

行動する子どもたち

この一年での大きな変化は子どもたちの動きであろう。すでに本



子どもアクション広場(1994年11月5日)に参加した生徒人権プロジェクト実行委員会のメンバー。左端が吉田要介さん。

誌(「動き出した子どもたち」シリーズ、「子どもアクション広場」など)でも全国の動きを紹介したが、その中で千葉県高校生生徒会連盟を母体にした

の活動はめざましい。94年11月20日の「生徒人権フェスティバル」で「生徒人権宣言」を公表（毎日新聞千葉版11月20日付）、同年12月には知事、県教育長などに「公開質問状」を出し回答を求めた（本誌2／3頁参照）。同ブ

ロジェクトは95年2月2日、千葉県教育庁通知「卒業式及び入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の指導の徹底について」（94年11月11日付）に対し、「抗議文」を県教育長あてに送った。また同日、日の丸・君が代に関し、高校職員会議録の開示を請求している。

埼玉では、上尾高校が95年2・3月にかけて「生徒の権利宣言」づくりに取り組んでいる。川口青陸高校では昨年「権利条約紹介劇」を上演、川口市立青木中学校でも「私たちのクラス憲章」が作られた。

北海道では、「子どもの権利条約を広める10代の会」が札幌駅で条約普及のためのパネル展を開催している（本誌4頁）。

大阪では94年12月21日にJH C(学校に不満を持っている中学生の会)が村山首相、土井議長ほかに対していじめ問題とかかわり子どもとの直接対話の環境づくりを要望、95年2月16日にはJH C代表者個人名で私服登校に対する学校の不当な圧力、生徒による暴行、いやがらせに対する善処方の要望書を送っている。

(文責 喜多明人)

“子どもが何をするか”が大事！

生徒人権宣言で文書回答を求める
吉田要介(18才)

生徒人権宣言という言葉をも初めて耳にする（目にする）方のために簡単に説明したいと思います。生徒人権宣言というのは、生徒人権プロジェクト実行委員会という千葉県の生徒会連盟から生まれた高校生だけからなる組織によって実行した生徒人権プロジェクトの三本柱の一つです。ちなみに三本柱とは、「生徒人権フェスティバルの主催」「生徒人権冊子の作成」そしてこの「生徒人権宣言の実施」です。

この三本柱は次の二つの意義を持っています。一つは「生徒（子ども）、教師、親（大人）の意識に革命を起こす」もう一つは「子どもの権利条約制定五周年、日本批准半年を振り返る」ことです。

フエスティバルでは生徒による掛け合い的な講演と権利条約の学習会を行い、冊子の方は、権利条約が批准されたにもかかわらず、ほとんど変わっていない現状を見てどう感じているか、権利条約を自分達の学校生活に当てはめたらどうなるのか、など私たち高校生視点から感じたことを載せました。そして生徒人権宣言は権利条約を学校現場に置き換えてみたときにこういうことが言えるはずだということを四十

一項目にまとめたものです。

宣言は宣言しただけでは、具体的な効力を持たないので、「この生徒人権宣言は、われわれ生徒からみて当然の

権利といえるものですが、実際にはそれが認められていない学校があるのが現状であるので、

で（宣言の）何が認められるのか、認められないものについてはその理由を教えていた。

い。」という主旨の公開質問状を出すことにしました。この質問状は、われわれが住んでいる、

あるいは通っている学校のある市長、市議会議員、市の教育長、そして県知事、県議会議員、県

の教育長、県教組、県弁連、子どもの人権連などの権利条約となにかしら関係しているのでは

ないかと思われる所に、郵送ではなく直接担当者に手渡ししました。

大人側の対応、つまり回答としては、ほぼ各項目について回答してくれるところから、無回答までさまざまありました。さすがに「子供の権利条約」を真

っ向から否定するところはありません

でしたが、私達にとって最も重要なことであり、認めて欲しかった条約から波及する効果について、お上（教育委

東京、東郷地区の舊校生有志十六人が結成した「生徒人権プロジェクト実行委員会」のメンバーが、知事と県教育長、県議会議員あてに、自分たちがまとめた「生徒人権宣言」について理解を求める質問状を提出した。また、子どもの人権に関る教育の普及を求める文書を知事と県教育長に出した。

生徒の人権に見解を

京葉・東葛
高校生有志

知事らに質問状

実行委員会が十一月に作

成した「生徒人權宣言」は
①自分のことを自分で決める権利②身体を自由にする権利③学校に行く権利、行かない権利を自由に決める権利

策める

している。

実行委の委員長を務める立東高師高校三年の栗谷介一氏は「子どもは、自分たちの権利を主張する権利がある。それは、子どもが自分たちの権利を主張する権利がある。それは、子どもが自分たちの権利を主張する権利がある。」

「改訂」と改訂を求めた。それは、
 かなは權利の心の自由を守る
 權利の四章に分かれ、
 一生は自分の意見を自由に
 に表はすことができて、
 一生に對するの體驗が、

質問は、「生徒の人数が確立されていない」とある。など四十一の条文がある。

現状の回答

た。僕たちは校舎の自恵まれた高校で学んよって、県内の高校少しでも自由に意見を

「悪しき文書で
 上よになればと
 大々
 夏間、牧師讀書を愛
 するの習慣は一來十
 七の御書をあつたの
 間、南部に傳へられ
 る。其のうちに、

「悪しき現状」と改善策 文書での回答を求める

[illegible]

員会等の行政機関)は「そういうことは各学校にまかせている」「各校長の判断にしたがうこと」などといった。ところが当の現場である学校では、「上が決めたことだから」「教育的配慮」とか、そういう言葉でごまかされてしまうことが多々ありました。

それでもこの活動を通して、今までの大人社会のタブーをいくつか壊すことができたといえます。それは、生徒による意見表明を学校内だけにとどまらずに学校外の教育委員会や文部省に対して行ったことや、署名活動を行ったり、私たち子どもがマスコミ利用の観点から記者会見を開いたりしたことです。それに公開質問状等の意見表明に対して公文書開示請求を行うことでどの様な経過で回答が出されたかも調べたりしました。

結果として生徒人権宣言に対する大人の対応はどれも子どもである私たちを満足させるものではありませんでした。しかしその結果よりも、様々な意見表明へ至る過程が大事だったと思います。つまり、大人側が何をしてくれるのかではなく、子どもが何をやるかが重要なのです。いつまでも大人がしてくれるのを待っているのは、主役である子どもが何もしなければ子どもの権利条約がかわいそうです。とはいっても、大人の協力も必要なことも確かです。この四月で権利条約批准一年です。新たな活動を始めませんか。できれば一緒に。

資料 生徒人権宣言(抄)

私達学校生徒は、日本国が批准した「子どもの権利条約」によって、私達にさまざまな権利があることを確認した。しかし、先に述べたように、その権利がしばしば侵されていることは否定できない。

そこで私達は、私達が持つ権利から見て以下の事項が「当然のこととして認められること」であると考え、またそれを守る人間になる決意をし、ここに宣言する。

I. 自分のことを自分で決める権利について

1. 生徒は、自分の意見を自由に主張することが出来る。
2. 生徒は、自分の将来の進路を自分で決めることが出来る。
3. 生徒は、自分の内申書を自由に見ることが出来る。
4. 生徒は、自分の内申書の記載事項を訂正させることが出来る。
5. 生徒は、自分の服装・装飾品および髪型を自分で決めることが出来る。
6. 生徒は、「服装・髪型・所持品」検査を拒否することが出来る。
7. 生徒は、教師による物品没収を拒否することが出来る。
8. 生徒は、免許・資格を自由に取得することが出来る。
9. 生徒は、アルバイトを自由に行なうことが出来る。
10. 生徒の「集会・団結・結社および政治活動の自由」は保障される。
11. 生徒は、署名を集めることができ、また、それを渡す相手に回答を求めることが出来る。
12. 生徒は、自分達に関わる金銭の話し合いに自分達の意見を反映させることが出来る。
13. 生徒は、学校行事に自分達の意見を反映させることが出来る。
14. 生徒は、自分達の活動の顧問を務める教師を選ぶことが出来る。
15. 生徒会の決定および生徒の自治活動は、尊重されなければならない。
16. 生徒に関わる校則等の規則は、生徒会・職員会議・PTAの話し合いに基づいて決定や改訂されなければならない。
17. 生徒会による、生徒会施設の保障要求は、尊重される。
18. 生徒会は、職員会議およびPTAの会議を傍聴する事が出来る。

II. 身体的自由を守る権利について

19. 生徒に対する体罰及び言葉の暴力は、行われてはならない。
20. 生徒は、罰としての労働を強制されない。
21. 生徒は、「連帯責任」に基づく罰を強制されない。
22. 生徒は、教師が決めた、国民体育大会等への「動員

を強制されない。

23. 生徒は、クラブ活動を自由に休止・脱退することが出来る。
24. 生徒は、学校外及び休業中の生活への、教師による干渉を拒否することが出来る。

III. 学校に行く権利・行かない権利について

25. 生徒に対する、不当な停学・謹慎及び退学処分は行なわれてはならない。
26. 生徒の落第に対する予防処置は、十分に行なわれなければならない。
27. 遅刻した生徒の「授業に参加する権利」を侵してはならない。
28. 生徒は、自らの意志により、学校の行事に参加することが出来る。
29. 生徒は、学校で規定された範囲内において、放課後を校内で自由に過ごすことが出来る。
30. 生徒は、自らの意志により、学校を休業することが出来る。

IV. 心の自由を守る権利について

31. 生徒に対する、人種・民族・国籍・性別及び家庭環境に基づく差別は、行われてはならない。
32. 偏差値等によって表現された「学力」に基づく、生徒の学校生活に対する差別は行われてはならない。
33. 生徒は、「性格テスト」「知能テスト」を拒否することが出来る。
34. 生徒個人の、成績の秘密及びプライバシーは守らなければならない。
35. 生徒に関する通信の自由は、保障されなければならない。
36. 生徒に対する検閲は、行なわれてはならない。
37. 生徒は、学校において、信教の自由を主張することが出来る。
38. 生徒は、学校の行事における「日の丸掲揚・君が代斉唱」を強制されない。
39. 生徒は、献血・募金等の「慈善活動」を強制されない。
40. 生徒は、密告を強制されない。
41. 生徒は、自由に恋愛を行なうことが出来る。

子どもの権利条約を私たちの手で!!

肥後 智子(18才)



パネル展

「子どもの権利条約を私たちの手で！」

札幌では今年もまた、例年のごとく雪祭りが開催された。

同じ時、「子どもの権利条約を広める十代の会」では『子どもの権利条約を私達の手で』と題し、後援に「子どもの権利条約ネットワーク」、札幌市、NHK・毎日・読売新聞各札幌支社、北海道新聞社らの協力を得、パネル展示を行った。J R札幌駅通路を利用して、95年2月6日〜2月13日までの一週間。

この条約の理念と重要性を、より多くの人に知ってもらおうと、視覚的な工夫もこらし、長さ約二メートルの二点の絵が、今回のメインとなった(写真)。

一方には「世界の子どもの現実」飢餓や戦乱に巻き込まれ殺されていく子ども達や、最低限の生活すら、保障されていない子ども達の様子。そして、白い鳩がワシづかみにされている絵。一方には「平和な世界」。木々がざわめき、花が咲きみだれ、人々が互いに慈しみあいながら生きていく世界。そうやって欲しいとの願いを込めた一絵。

また、『子どもの権利条約の正しい使い方』と題して、一見こむずかしそうな条約の内容を、自分達に一番身近

な問題、(学校や家での生活)と照らし合わせながら、イラストも織りこみ、分かりやすく紹介した。

その他、条約文(喜多ゼミ「小学生版子どもの権利条約」を参考にさせてもらいました!!)、「十代の会」の活動を紹介。そして、私たち子どもの、切なる平和への願いと、この条約の理念が息づいた世界へ!という思いを、一篇の詩に託しアピールした。

最初に企画した「いじめに関するリアルタイムアンケート」が実行できなかったのが残念だが、この問題に対するアピールは、今後とも続けていくつもりだ。

期間中、思っていたより人通りが少なかったり、子どもを見下す、そんな無意識の意識を持った大人は、まだまだ多いのだ、と改めて思い知らされる場面もあった。

しかし、今回の札幌駅での展示、という機会に恵まれたのは、また、「十代の会」の活動を理解し、支援してくれている人との出会いがあったからこそ、なのだ。

その後、二月十九日には、道内にある静内町で開かれたシンポジウム(おやこ劇場主催)に、メンバーがよばれ交流が生まれた。

私たち一人一人、自分自身が、「いかに生きているのか。」そう問い続ける事が、活動へとつながり、また未来へとつながるのだ、という思いを、改めてそれぞれの胸に刻み込んだ一週間だった。(一九九五年 二月二十三日)

コミュニティから条約実現

「子どもの権利条約」を 広める市民の会・沼津

関谷昭夫(世話人)

『子どもの権利条約』を広める市民の会・沼津が発足したのは、一九九二年一月三日。約半年の準備会議を重ねての発足でした。準備の過程での議論や学習を通して、①人権保障の長い戦いの成果としての「子どもの権利条約」についての政府の認識、取り扱いに多くの問題点がある。②子どもはもちろん大人も広く知らなければならぬ条約の精神と内容が知らされていない。③条約の精神と内容が子どもと大人の日常生活の具体的な場面に生きて行かなくては意味がない。④「条約」と現代日本の子どもたちのおかれている状況との落差があまりにも大きく、条約を学び、広め、意識を変革して行くことは、子どもたちの状況を変えていく力になる。と、会の基本となる考え方が固まってきました。そして、①学習②知らせる③情報収集と、活動の柱が三つに整理されました。

九二年一月三日、山下英三郎氏の記念講演を同時開催しての発足集会でスタートしました。活動の皮切りは、沼津市議会へ国の早期批准を求める意見書提出の要望でした。

子どもの権利条約を すすめる町田の会

林 大介(代表・19才)

『子どもの権利条約をすすめる町田の会』(略称「町田の会」)は、東京都の南部、神奈川県と隣接する町田市を本拠として、昨年九月に発足した準備会を経て、今年三月八日に

(九二・一二、市議会は全会一致で採択)。以来、月例会として「パネルディスカッション」子どもの権利条約ってなに?、地元で活躍の弁護士を囲んでの「少年司法をとりくんで」、連続講座「子どもの権利条約を読むI、II、III」、吉峯康博弁護士を迎えての学習会「子どもの人権ー今」などを行ってきました。

また、自治労の第二回地方自治研究集会に基調報告者として参加、カレンダーの販売、国内発効の九四年五月二日には「今日から子ども権利条約!」の宣伝カーを走らせるなどさまざまにやってきました。

登録会員は九二名。メンバーは母親、父親、高校生、青年、新聞記者、教師、弁護士と多彩で、最年少は中学一年生です。いま、3月二二日〜二四日に市立図書館の展示フロアでポスター展を開く準備に入っています。

正式発足しました。

「町田の会」では、子どもとおとなが一緒に

①「子どもの権利条約」を学び、広げる。
②にんげんとしてあたりまえの「権利」について考える。

③町田の子どものようなすを調べる。

④いろいろな団体のとりくみと交流する。

⑤国や町田市などに子どもの権利が守られるようにはたらきかける。

⑥町田の会のとりくみをまとめて国連に届ける。(「町田の会」発足の趣意文より)

の六つの活動をすすめていくことを目標としています。そのため、月に一回の月例会では、権利条約の条文と実際について意見交流する「学習」や、権利条約をすすめる活動の報告をする「交流」、カウンターレポートをめざす活動、の三つの活動を軸にしています。

また、六月二日一八時より町田市民ホールで開かれる「町田の教育をすすめる市民の会「第二回市民集会」」に全面的に協力することとなり、現在その準備も行っています。今回の「市民集会」は子どもの権利条約をテーマとしているため、町田の会では創作劇をやることを決定し、町田市内の小学生から高校生・大学生までおよそ三〇人が参加しています。創作劇は、子どもの手による子どもの権利についての劇ということで、脚本作りから始めています。創作劇についての決定が遅れたため現在大変厳しい状況ですが、子ども・スタッフともどもはりきっており、六月二日が期待できるのではないのでしょうか。

町田の会は大学生・公務員・弁護士など幅広い年齢層によって構成されており、これらの活動が楽しみでもあります。

子どもの権利委員会第8会期に参加して

勝本 浩司

第8会期子どもの権利委員会がスイスのジュネーブで行なわれました。会期は、一九九五年一月九日から同月二十六日まで。報告国はフィリピン、コロンビア、ポーランド、ジャマイカ、デンマーク、イギリス（報告順）でした。一般討論（報告国からのレポート形式ではなく、世界的な問題を、国連NGO、世界的規模の子どもの関わる機関、民間NGOすべてが関わり会場内で討

論するもの）では、ガール・チャイルドを議題にし、討論が行なわれました。委員会日程は、九日開会式、一〇日・一日フィリピン、一二日コロンビア、一三日ガール・チャイルドの一般討論、一六日・一七日ポーランド、一八日・一九日AMジャマイカ、一九日PM・二〇日デンマーク、二一日一般討論、二四日・二五日イギリスとなっていました。

子どもの権利実現をめぐり手探り状態

私が傍聴した委員会の質疑と各国の報告内容から、まず強く印象に残る点があります。それは、各国の条約を受けた法改正や現実的に打ち上げている手段に関する委員会からの質問に対して、回答が明確に示されることがなかったことです。まだ試験的段階なのか、簡単に結果として現われるものではないのか、絵に書いた餅の状態にあるのか、それとも現実に変化が在りながら把握できていないだけなのか？ そのようなあいまいな討論が委員会で行なわれる毎に、委員会から「モニタリング・システムとオンブズパーソン」の

必要性・重要性が強調されていました。また、各国の国内法の作成と実行における子どもの権利条約との関わりについて、終始委員から質問がありました。また、NGOと政府間での連絡協力関係の確立も終始強調されていました。このことは、モニタリング・システム、現実状況の把握とも関連が有ります。草の根の行動を行なっているNGOと何らかの方法で情報交換を行なっていれば、ある程度国内状況は把握でき現実在即した行政措置、また、その結果を調査・分析後必要となることが見えるはずだと言われていました。

子どもの権利教育と教員養成

ポーランドから

次に、第8会期委員会において、特に印象的であった報告内容を挙げていきます。

今回の報告国では、まずポーランドからの先進的実施報告を紹介いたします。ポーランドでは、学校教師が子どもの権利を理解する必要性を充たすために、特別に人権問題に関してトレーニングを受けた教育者を育成する数種類のコースを一九九三年、一九九四年に設置し、国・地方レベルで一〇〇〇人程度の訓練を受けた教師が登場したことです。そのトレーニングと研究の内容は子どもや若者を研究対象として組み立てられているものです。

また、子どもの権利の概念を広範囲の社会層に普及する目的で、学校のカリキュラムの中で親と子どもが参加して子どもの権利について考える場をもつ案や、テレビ・ラジオでレギュラー放送されている番組「家庭の弁護士」それは間違っている「などが挙げられていました。また、その番組は親・子ども・若者が参加しているそうです。NGOの動きが把握出来ているかという委員会からの質問に対しては、NGO任せという回答だったが、NGOのサポートに関して政府は、基金を設置し教育機関に分配することでした。

様々な壁にぶつかる委員会

コロンビアに関しては国内の特殊な状況もあり子どもの権利実現が困難な状況が報告されました。コロンビア国内ではテロリズムが発生し、その解決への糸口が無く、また、軍部が独自の

警察組織と法廷を持ち、政府側の機関と別な行動力を持っている。そのため、政府側が提示する人権問題が取り入れられないという問題が挙げられていました。

イギリスは、委員会からの質問に対し反発する姿勢を取り続けました。委員の様々な質問に対し「政府として必要な処置をしているから大丈夫だ……」というような委員会に対して大きなお世話だと言わんばかりの回答を続けました。その質問の中には、オンブズマンに関わることがありましたが、代表団は「条約にはオンブズマンを設置しろなどとは書かれていない。だから、特に設置に対しては考えない」とのべました。

最後に、私は子どもの権利委員会を傍聴して、いくつかの感想をもちました。まず、委員からの質問に対応する報告国の回答準備不足のため無駄に時間をかけることが多々あったことです。私も含めてですが、日本では委員会に対して過剰に期待を寄せ「委員会が今後の日本の子どもの権利実現の道筋を示してくれる」といった考え方が強いと思われる。しかし、現実的には間違っていないものの、一報告国に与えられる報告・討論時間が一二時間程度と限られ、細部に渡り意見交換し切れない、という現実がありました。もちろん、大きな概念的道筋を示してはくれます。その道筋をふまえて政府に意見・要求していく、そのように委員会を位置づけておくことが、現実の子どもの権利委員会に即した捉え方だと理解しました。またその考え方から権利委員会におけるNGOの役割を設定することが必要であると思いました。

重要なNGO・市民団体の役割

——M・S・パイスさん来日記念講演会——

荒牧 重人

国連「子どもの権利委員会」委員のマルタ・サントス・パイスさんの来日記念講演会が三月四日に国学院大学で開かれしました。DCI日本支部など子どもの権利にかかわる一三団体が共同主催したもので、本ネットワークも主催団体に名を連ねました。

「子どもの権利委員会の役割と国内NGOの役割」と題して講演されたパイスさんは、主に次のようなことを強調されました。——条約は子どもを一人の人間として権利保障しており、子ども自身も参加の権利があること。国内計画で条約実施を具体化する必要があること。その際、マイノリティ等の視点が大切。子どもの権利委員会は締約国との建設的な対話を通じて最善の権利保障方法を見い出そうとしていること。委員会は子どもの権利保障のための全体的かつ学際的なアプローチをとっていること。子どもの権利のため

の連帯が重要なこと等々。

若干の質疑の後、パイスさんとNGOとの「対話」に移りました。IPA日本支部は選ぶ権利をめぐる状況、在日朝鮮総連合会や民族教育促進協議会は民族教育の現状と課題について、教育科学研究会、子どもの権利条約をすすめる会、

新日本婦人の会、全国親子劇場連絡会等は子どもの現状とそれぞれのとりくみについて報告しました。

これらの話を受けて、パイスさんは、NGO活動の重要性を述べた上で、九五年はターニングポイントであること、NGOは粘り強く広報活動をすすめること、さらにNGOは子どもといっしょに活動し、子どもたちの意見を尊重していくこと、そして子どもの活動に時間とスペースをとることの大切さを指摘しました。

講演会終了後、パイスさんを囲むレセプションが開かれ、さらに交流と「対話」がすすめられました。

子どもの権利基本法及び子どもの権利基本条例の要綱案

中 間 告 白

日本教育法学会子どもの権利条約研究特別委員会（永井憲一委員長）は、一九九五年三月二十九日、同学会第25回定期総会第2分科会において「子どもの権利基本法案要綱案」及び「子どもの権利基本条例案要綱案」に関して中間報告を行なった。

基本法案の骨子は次のとおり。

I、総則、II、国・自治体、親等の義務・責務、III、子どもの権利の手続的保障、参加等、IV、子どもの権利のための基本的施策、

V、子ども庁、子ども審議会等の設置、VI、「子どもオンブズパーソン」制度、VII、子どもの権利委員会との連携。

報告した荒牧氏は、「この基本法はオンブズパーソン制度など条約を直接的根拠にできない制度の法的根拠法となつてほしい」と語った。

なお、この基本法案及び基本条例案は来年中にも本にまとめられ公表される予定である。（事務局にてコピーサービスがあります。）

- ①立正大学喜多ゼミナール・喜多明人共編著『ぼくらの権利条約』エイデル研究所、一九九四年五月
- ②波多野里望『逐条解説児童の権利条約』有斐閣、一九九四年一月
- ③永井憲一・寺脇隆夫編『解説子どもの権利条約第2版』日本評論社、一九九四年一月
- ④三上昭彦・林量俣・小笠原彩子編『子どもの権利条約実践ハンドブック』労働旬報社、一九九五年三月
- ⑤おがさたけし監修『子どもの権利-小学生向け』日本評論社、一九九五年四月



ブック・インフォメーション

条約批准後に出た条約の本

- ⑥小笠原彩子監修『子どもの権利-中・高校生向け』日本評論社、一九九五年四月
- ⑦セルビー／バイク著、河内徳子・喜多明人・林量俣・岩川直樹訳『子どもの権利教育マニュアル』日本評論社、一九九五年四月
- ①、⑤、⑥は子ども向けの条約の本。⑤と⑥はスウェーデンのグループ作成「MY RIGHT」の訳本。④、⑦は学校現場向けの。⑦はセルビー／バイクがイギリスの学校向けに授業用に書きおろした事例集であるが、日本の授業をくぐらせているところに特色がある。（ネットワーク事務局）

『子どもの権利条約』No.19

1995年4月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月曜日／午前11時～午後4時）

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷



季刊教育法

101号

いじめ・少年非行・家族福祉の法律問題

憲法と子どもの人権 内野正幸
 体罰・教育情報と子どもの人権 今橋盛勝
 いじめ問題と教育法 安藤 博
 いじめ問題をめぐる法領域 服部 朗
 少年法と学校 寺尾 史子
 子どもと車と法 荒木伸怡
 非行少年のための処遇施設と教育 平場 安治
 子どもの権利条約と広義の少年法 吉田恒雄
 児童福祉法 戒能民江
 家族と法を考える 花岡明正
 小児医療を考える 津田玄児
 子どもの人格・尊厳の不可侵

●資料編 国際人権/弁護士会/政府関係
 (法務省・文部省・厚生省)/自治体関係

定価 1,500円

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
 4-1-11 5F
 ⑩12 電話 03-3234-4641F0

解説教育六法 1995 平成7年版
 少年司法と国際準則
 澤登俊雄・比較少年法研究会著
 少年の非行防止と処遇を国際ガイドラインから考察する。
 2,800円
 教育法と教育行政の理論
 神田 修編著
 教育法学、教育行政の到達点を明らかにし、将来を展望。
 3,000円

三省堂 〒101 東京都千代田区三崎町2-22-14
 ☎03(3230)9412(販売)